

令和4年度相談支援従事者指導者養成研修会

## PG01 重要事項の説明

研修受講ガイダンス

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
地域生活支援推進室

相談支援専門官 藤川 雄一

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 本プログラムの目的と流れ

## 本プログラムを実施する目的

本研修の目的・構造・概要を理解するための研修開始にあたっての導入を行う。

相談支援従事者養成研修等や本研修についての正確な理解とそれに基づく活用法をおさえ、自都道府県や自身の獲得目標を明確化する。

**研修効果の向上を図る。**

## 本プログラムの流れ

【講義】本研修の位置付け・獲得目標・概要

【講義】都道府県研修の実施と本研修の活用方法について

【講義】新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式について 本講義ではポイントのみ触れる

【講義】相談支援専門員と養成制度 本講義ではポイントのみ触れる

【講義】相談支援の検討・検証や支援者支援、現場に近いところでの人材育成の推進

【個人でのワーク】目標設定

## 重要事項の説明

本研修の位置付け・獲得目標・概要



# 本研修の位置付け・重点事項（平成18年度～令和3年度）

開始当初は「伝達研修」として標準カリキュラムを受講生が体験する形で実施。  
平成21年度以降は、都道府県研修の企画運営に資するための内容に重点を移して実施。

平成21年度～	研修の企画運営や質の向上の要素も取り入れた研修を開始。
平成23年度	改正自立支援法の施行に重点を置き実施。
平成24年度	ファシリテーターの確保など体制構築の視点を導入。
平成26年度～平成28年度	都道府県研修の質の向上のため、都道府県における研修の体制強化及び内容充実について重点的に実施。
平成29年度～	開発中の新たなカリキュラム（初任者研修及び現任研修）を一部伝達するとともに、新たなカリキュラムに対応出来る研修実施の体制の充実についてを重点的に実施。
平成30年度	初任者研修及び現任研修の新カリキュラム案について、その全体像及び各科目の概要の伝達を実施。 主任相談支援専門員の養成開始（令和元年度までの2ヶ年は国による直接養成）
令和元年度	各都道府県による研修事業が新制度へ円滑に移行するための研修と位置付け、改正された告示及び標準カリキュラムについて、講義実施上のポイントについての伝達に重点を置いて実施。 指導者養成研修を補完するものとして、演習の企画立案に資するための会議を別途実施。
令和2年度	令和元年度に引き続き、新カリキュラムによる研修への円滑な移行や主任研修の開始に資する研修と位置付け、新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的实施、人材育成体系構築についての情報提供、情報交換、最新の政策動向の伝達を実施。 主任相談支援専門員の国による直接養成は令和元年度で終了。都道府県実施のための内容を本研修に追加。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、時期を年度末に変更。そのため当該年度研修の振り返り及び次年度研修に向けた課題整理に主眼を置いた内容で実施。 すべてのプログラムをオンラインにより実施。（オンデマンド3日分、リアルタイム1日分）
令和3年度	各都道府県による新カリキュラムによる研修の着実な実施や主任研修の開始や内容の充実に資する研修と位置付け、新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的实施を相談支援専門員の役割毎に深める内容や、人材育成体系構築についての情報提供、情報交換、最新の政策動向の伝達を実施。 ○リアルタイムのオンライン研修を中心とするとともに、年度末にフォローアップを実施。

新カリキュラム等の伝達

新カリキュラム等による研修の実施

# 令和4年度研修の位置付け・獲得目標

## 前提

- 初任者研修及び現任研修のカリキュラムを改定。（令和2年度以降、新カリキュラムでの実施は必須）
- 主任研修について国の直接養成を終了（平成30年度にて）、都道府県での養成を開始
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響  
一部地域において中止・延期をした研修が一部発生。  
講義の遠隔化、演習の小規模分散化を基本とする研修へ移行。

## 今年度研修

コースに分かれて実施する部分については、各コースの受講者が都道府県につき各1名であることも鑑み、昨年度と同内容で実施

- 各都道府県による新カリキュラムによる研修の着実な実施や主任研修の開始や内容の充実に資する研修と位置付け、以下の内容を中心に実施。

新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的な実施方法

改定内容の反映や研修の実施に際し、特に留意すべきポイントを再確認する。

【ケアマネジメント基礎コース、地域づくりコース】

人材育成体系構築のための情報提供、情報交換 【人材育成コース、自治体職員コース】

最新の政策動向に関する情報提供 【6月29日に実施する講義】

都道府県の相談支援体制整備と協議会、広域連携と市町村支援 【自治体職員コース】

内容	
1日目 (6/29)	PG01 ガイダンス PG02-07 講義 PG08 1日目の振り返り 施策等の最新の動向（現状・今後の方向性 地域で取り組むこと等を確認）
2日目 (6/30)	ケアマネジメント基礎
	地域づくり
3日目 (7/1)	人材育成
	自治体職員
2日目 (6/30)	ミクロレベルのケアマネジメント（いわゆる個別支援）の研修での取扱いについて 【主に初任者研修、現任研修（実習含め）】
3日目 (7/1)	地域を基盤としたソーシャルワーク（メゾ～マクロレベルのケアマネジメント）の研修での取扱いについて 【主に主任研修、現任研修】
3日目 (7/1)	実地教育(OJT)を含めた人材育成及びそれと連動した都道府県での研修づくり、人材育成体系の構築について 【主に実地教育】
3日目 (7/1)	相談支援の基礎
3日目 (7/1)	研修の効果的な実施方法や人材育成体系の構築について
3日目 (7/1)	PG12-13 都道府県単位でのグループ演習と全体共有 各コース毎の研修プログラムを受け、同一都道府県の受講生間での共有を図り、都道府県での課題と今後の課題解決に向けた取組 について協議
4日目 (3/3)	今年度の振り返りと次年度のより効果的な研修等の実施に向けて 【主に実践報告や情報交換、課題整理等（予定）】

次年度の体制への確実な引き継ぎ

## 重要事項の説明

都道府県研修の実施と本研修の活用方法について



# 本研修に関する講義資料や講義等の映像の利活用について

## 研修資料について

本研修の研修資料は**都道府県研修に利活用可**。

本研修の研修資料を使用する際は、**引用ルールやマナーに留意**すること。

**出典を示すこと**。

**改変を加えた場合、改変した旨を明示**すること。

公開する編集可能なデータは、研修終了後に学院HPに掲載。  
個別の提供交渉は慎むこと。

## 映像について

**都道府県研修の企画・立案に従事する者**（都道府県担当者・講師等）に限り、**受講者以外であっても視聴可**。

・視聴チャンネル情報等の管理は各都道府県の責任において行うこと。

演習等の記録映像を含め、**今年度内視聴可**（予定）。

**映像のメディア等への保存、都道府県研修等に用いることその他の二次利用は不可**（知的財産権の侵害にあたる場合もあるため、十分留意すること）。

## 留意事項

各研修実施地域（都道府県）内で、以下の取組が重要。

**講師・関係者全員が研修の意図・構造・内容を咀嚼しながら共有**すること。

**人材育成体系の中へ各研修を位置づける**こと。

**研修の企画・運営を継続性のあるチームで行う**こと。

標準カリキュラムや研修実施ガイドライン（シラバス等）、教材（ツール）、展開方法等詳細を提供するが、**その意図を十分理解**しつつ自都道府県にフィットした研修とすることが重要。

ただし、**都道府県間の差の解消**も求められているため、標準カリキュラム及び研修実施ガイドラインに準拠していることは強く求められる。

研修の質向上については、本研修における企画・立案の検討等を通して都道府県間の共有を行い、都道府県間の差異を縮めつつ行う。

# 都道府県での企画立案、検討に資する素材

## 告示・標準カリキュラム【初任・現任・主任】

研修の獲得目標、科目構成、取り扱う項目を示したもの。

H28-29厚労科研にて開発、質の向上検討会で再検討

## 相談支援従事者研修ガイドライン【初任・現任】

今後、質の向上検討会2Rの内容を反映させる改訂を予定

- 第1章 はじめに（本ガイドラインの目的・活用法）
- 第2章 相談支援専門員とは（目的・業務・コンピテンシー）
- 第3章 人材育成体系の必要性（研修および実地教育の必要性）
- 第4章 研修を実施するため体制整備
- 第5章 科目別ガイドライン（初任・現任）

研修および人材育成実施の方法、留意点をガイドライン化したもの

## 受講生向け研修教材

講義・演習配布資料(PowerPoint)  
演習事例、ワークシート  
実習課題

## 講師向け資料 ガイドライン以外

演習進行表  
演習、実習記載例  
演習実施用PowerPoint  
講義サンプルDVD

<http://www.ssa-b.com/h30guideline.html>

H30 障害者総合福祉推進事業により開発

## 令和元年度主任相談支援専門員養成研修会資料（国の直接養成に際して使用したもの）

事業委託先Webサイト  
日本障害者リハビリテーション協会  
[https://www.normanet.ne.jp/~ww100006/syunin\\_soudan.html](https://www.normanet.ne.jp/~ww100006/syunin_soudan.html)

## 相談支援従事者指導者養成研修資料

## 相談支援従事者指導者養成研修講義動画

国立障害者リハビリテーションセンター学院  
Webサイトに過去数年間のデータを掲載  
<http://www.rehab.go.jp/College/japanese/index.html>  
国立障害者リハビリテーションセンター学院Webサイトに過去数年間のデータを掲載

研修会の映像（リアルタイムで実施する講義や演習の部分は公開しません。

前ページの説明を含め、それぞれの配布元の定めるルールとマナーを守って利活用してください。

## 重要事項の説明

新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式について



# 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点等について」

(令和2年5月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

## 前提

相談支援専門員として配置されるためには、実務経験要件及び初任者研修の修了、所定の期間内での更新研修（現任研修・主任研修）の修了が必要。

研修の修了には、告示に示す方法（講義、演習、実習）、科目、時間を満たした研修の全課程を受講することが必要。

**事業の継続が担保されるよう、受講の必要な者を把握する。** →

**新型コロナウイルス感染症への対応のため更新研修が延期又は中止された結果、更新研修を修了することができないサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者については、都道府県が認める期間内は更新研修を修了したものとみなすことができる。**

研修を中止・延期した場合、その後の研修を再開した年度において、中止・延期した研修の人数分を加えた規模の研修を実施することが必要となるため、計画的な実施が必要。

参考：「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」

(令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

## 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修の実施

### 感染拡大防止対策の徹底と研修の実施

**講義の遠隔化（オンライン化）**

**演習の小規模化・分散化**

- ・業務実施地域（障害保健福祉圏域・市町村）に近いところでの、その地域を単位とした実施。
- ・対面と同等程度の効果が期待できる場合は、演習の遠隔化も可。

**研修会場における感染症拡大防止対策等**

- ・感染拡大の状況を踏まえ判断すること。
- ・感染症対策に関しては最新の情報を活用すること。

感染症対策の実際については現在、対応策が随時更新されている状況のため、本研修では扱わない。

【参考】

新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

# 4

## 相談支援専門員と養成制度

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 相談支援従事者研修カリキュラムの見直しポイント

## 告示・標準カリキュラムの見直し

- 告示（方法、科目、時間数）の見直し。初任者研修における実習の必須化。
- 標準カリキュラム（獲得目標、取り扱う内容、）の見直し。
- 障害のある受講者について、研修における合理的配慮例を提示（研修事業に係る通知内）。

## 教育方法の見直し

- 主体的かつ参加型の学習方法への転換（学習観の転換）
  - ・ 演習や実習のさらなる重視
  - ・ オープンエンドアプローチの視点の導入 cf. 実践場面との整合性 ★特に「見立て」について
- 研修全体の連動性の重視（研修体系の全体像の定時）
- 継続的な学びの必要性の強調
  - ・ 研修における実習の導入(初任)や推奨(現任)
  - ・ 実地教育(OJT)との連動の導入
  - ・ スーパービジョンや合議の場の体験等を導入(初任・現任)
  - ・ 自己評価等の導入を推奨(初任・現任)

## 相談支援専門員研修制度の見直しに関するこれまでの経緯

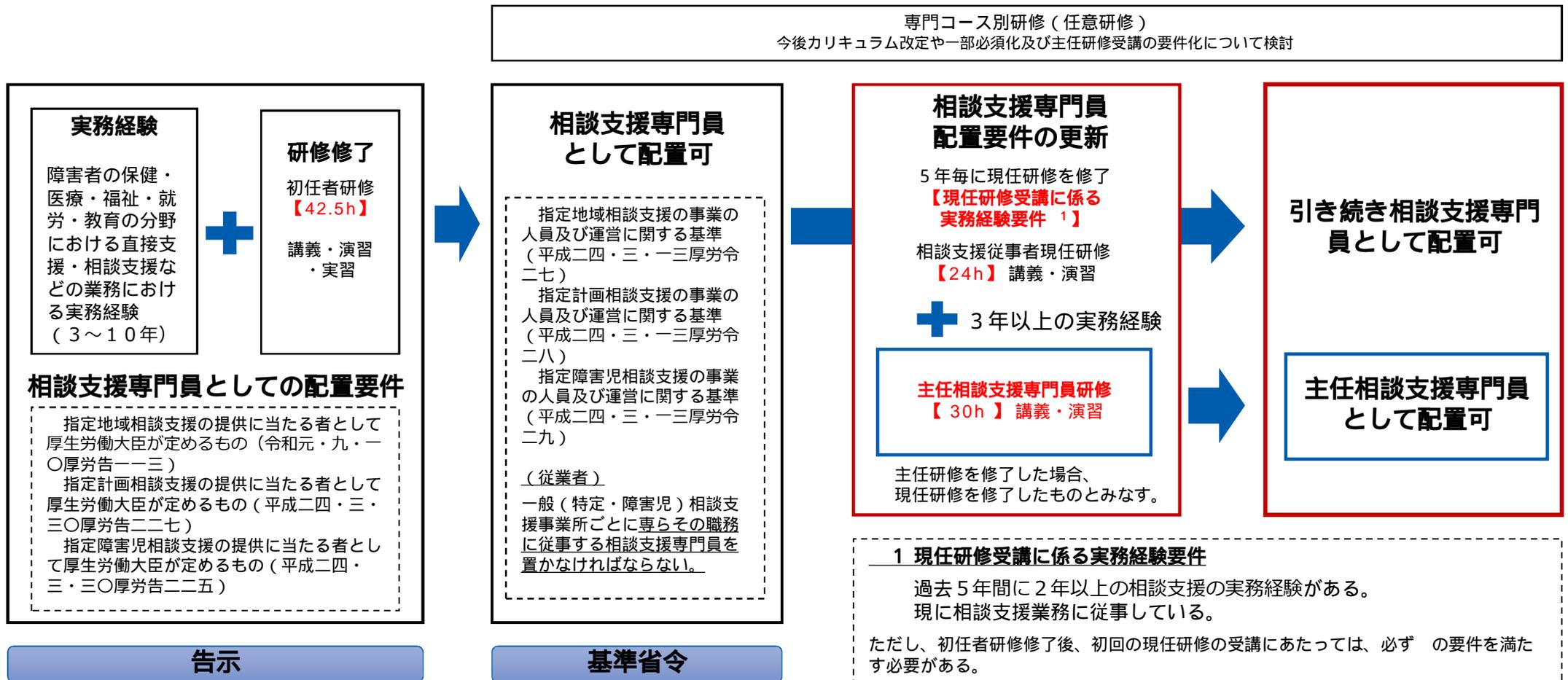
時期	内容
平成27年12月14日	・ 社会保障審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し、指導的役割を担う人材の育成と適切な活用等の指摘
平成28年7月19日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言
平成28年～平成29年	・ 厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発
平成30年3月2日	・ 第89回社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告
平成30年10月24日	・ 第91回社会保障審議会障害者部会において、見直しに関する当事者団体からの指摘及び今後の対応方針について議論
平成30年度～令和元年度	・ 主任相談支援専門員養成研修会の開催（2ヶ年の国による直接養成）
平成30年3月22日	・ 主任相談支援専門員の位置づけおよび主任相談支援専門員養成研修について規定した告示を公布。（適用日：平成30年4月1日） 準備の整い次第、都道府県による研修を実施
平成31年2月14日～平成31年3月28日	・ 第6回～第9回相談支援の質の向上に関する検討会を開催（計4回）
平成31年2月22日	・ 第93回社会保障審議会障害者部会において、検討会の進捗状況について報告
平成31年4月10日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」（第6回～第9回）における議論の取りまとめを公表
令和元年6月6日～	・ 相談支援の質の向上に向けた検討会ワーキンググループにて、令和2年度相談支援従事者指導者養成研修における講義資料及び研修実施ガイドラインについて議論
令和元年6月24日	・ 第94回社会保障審議会障害者部会において、検討会の検討結果について報告
令和元年9月	・ 告示を改正し（施行日は令和2年4月1日）、標準カリキュラムを改定。
令和2年度～	・ 初任者研修・現任研修新カリキュラムへ移行、都道府県等による主任養成本格開始。 ・ 相談支援従事者指導者養成研修 に主任研修の指導者養成の内容を取り込み4日間化。

# 相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**

実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件**( 1 )を追加。( 経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)

さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



# 初任者研修の構造

## 告示別表

初任者研修		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	-
合計		42.5h

## 通知

相談支援従事者研修事業の実施について

（平成一八・四・二一 障発〇四二一〇）

相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

## 標準カリキュラム

1日目	概論	研修受講ガイダンス(標準カリキュラム上は任意)
		相談支援(障害児者支援)の目的(1.5時間)
		相談支援の基本的視点(障害児者支援の基本的視点)(2.5時間)
2日目	法制度	相談支援に必要な技術(1時間)
		障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解(1.5時間)
	技法の実際	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本(1.5時間)
		相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス(1.5時間)
3日目 4日目	講義演習	相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点(1.5時間)
		談支援の実際(ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解)(12時間)
5日目	実習	実習ガイダンス(1時間)
		相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習1
		地域資源に関する情報収集
6日目	講義演習	実践研究1(6時間)
		相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習実習2
7日目	講義演習	実践研究2(4時間)
		実践研究3(6時間)
		研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り(2.5時間)

# 現任研修の構造

## 告示別表

現任研修		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

## 通知

相談支援従事者研修事業の実施について

(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

## 標準カリキュラム

1日目	講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状(1.5時間)
		本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法(3時間)
		実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法(1.5時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
2日目	講義演習	個別相談支援とケアマネジメント(6時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
3日目	講義演習	相談援助に求められるチームアプローチ(多職種連携)(6時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
4日目	講義演習	地域をつくる相談支援(コミュニティワーク)の実践(6時間)

# 主任研修の構造

## 告示別表

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

【告示上カリキュラム(科目)外であるが、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

開講にあたってのガイダンス（研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要）

課題実習（実践の振り返りを含む）

研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの

- ・各科目の振り返りシート
- ・研修の振り返り

### 通知

相談支援従事者主任研修事業の実施について

（平成三一・三・二八 障発〇三二八の一）

相談支援従事者主任研修事業実施要綱

相談支援従事者主任研修標準カリキュラムを含むもの

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

## 標準カリキュラム

1日目	法制度	障害福祉施策等の動向(1時間)
	概論	主任相談支援専門員の役割と視点(2時間)
	運営管理	相談支援事業所における運営管理(3時間)
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性(1時間)
		人材育成の地域での展開(3時間)
		研修・グループワークの運営方法(2.5時間)
3日目		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開(6.5時間)
4日目	地域援助	基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現(2時間)
		多職種協働(チームアプローチ)の考え方と展開方法(2.5時間)
		地域援助技術の考え方と展開技法(1.5時間)
5日目		地域援助の具体的展開(5時間)

# 専門コース別研修の拡充について

R4年度～

R3→R4

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数
意思決定支援	6h



サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数	拡充理由
意思決定支援	6h	
障害児支援（新設）	13h	従前の児童分野の内容を補完
就労支援（新設）	14h	従前の就労分野の内容を補完

相談支援専門員研修：講義名	時間数
障害児支援	6.5h
権利擁護・成年後見制度	14h
地域移行・定着、触法	13h
セルフマネジメント	6.5h
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h
意思決定支援	6h



相談支援専門員研修：講義名	時間数	拡充理由
障害児支援（拡充）	13h	相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応
権利擁護・成年後見制度	14h	
地域移行・定着、触法	13h	
セルフマネジメント	6.5h	
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h	
意思決定支援	6h	
就労支援（新設）	14h	障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会における報告内容を踏まえた対応
介護支援専門員との連携・相互理解（新設）	10.5h	社会保障審議会障害者部会報告書や相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応

R4年度はサビ児管指導者養成研修事業の中で実施 (9/13)  
→ 専門コース別部分は、サビ児管研修本体部分と別個に受講者を募集予定

	R4年度 実施予定	R3年度 実績
障害児支援	17	12
権利擁護・成年後見制度	5	3
地域移行・定着、触法	9	7
セルフマネジメント	3	1
スーパービジョン・管理・運営	10	10
意思決定支援	26	15
就労支援	4	
介護支援専門員との連携	2	
標準カリキュラム以外のテーマ	15	13

(障害福祉課調べ)



本研修でポイントを講義予定

黄色塗り部分がR4年度新設・拡充部分  
意思決定支援、障害児支援及び就労支援のカリキュラムは相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通（都道府県等においては、両対象者へ一体的に実施することも可能）。

# 令和4年度の指導者養成研修の実施について

専門コース別研修については、サビ児管研修の枠組み内で実施するので、受講者の選定等留意されたい。

## 相談支援従事者指導者養成研修会

「**本体**」  
3日間



「**フォローアップ**」  
1日間 オンライン

相談支援従事者養成研修・主任研修に従事する者

6月29日(水)～7月1日(金)

3月3日(金)

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会

共通 = 【意思決定支援、障害児支援、就労支援】

**専門コース別研修**  
(サビ児管・相談支援共通カリキュラム)  
1日 オンライン

専門コース別研修に従事する者  
(サビ児管・**相談支援**双方)

9月13日(火)

**基礎研修・実践研修・更新研修**

3日

サビ児管研修に従事する者

9月14日(水)～9月16日(金)

**相談支援の検討・検証や支援者支援、  
現場に近いところでの人材育成の推進**

# 地域の相談支援体制の強化に向けた報酬や事業の活用



## 【地域での取組について】

(主に)場に参加する・育成に協力する

### 計画相談支援・障害児相談支援

質の向上のための取組を実施している事業所に対する報酬上の評価を充実

#### 機能強化型基本報酬( )～( )

・新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員・主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

複数事業所の協働により体制を確保する場合は、他事業所の相談支援専門員に対しても実施することが必要。

・基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

#### 主任相談支援専門員配置加算

・常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を行う体制を確保した場合に算定可(事業所外の従業者に対しては告示上任意だが、対象となる従業者が当該事業所に不在の場合は必須)。

地方自治体



## 【地域での取組に対し】

機会や場を作る・継続的に実施する

### 自治体・基幹相談支援センター

地域の相談支援体制の強化の取組を実施する体制を整備し、継続的に取組を実施

#### 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(基本指針)

・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する(成果目標)。活動指標は以下の3点。

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言

②地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施

地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

#### 基幹相談支援センター等機能強化事業

・上記は基幹相談支援センター等機能強化事業のメニューのひとつであり、市町村は基幹相談支援センターの設置や機能の見直しを適宜検討する必要。

# 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ **相談支援体制の充実・強化等**
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

## 3. 成果目標（計画期間が終了するR5年度末の目標）

### 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数：R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数：R元年度末の1.6%以上削減

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）（新）
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減）
- ・ 退院率：3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）

### 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

### 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍  
うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍（新）
- ・ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新）
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新）

### 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新）
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置（一部新）

### 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

### 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

# 成果目標 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

## 現状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で10,202箇所、従事する相談支援専門員数は22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっている。
- 基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846箇所)が設置。
- 計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる。
- 一方、1事業所当たりの相談支援専門員数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められている。



## 成果目標

更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障害福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

### 【成果目標】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

## 活動指標

### 事項

総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

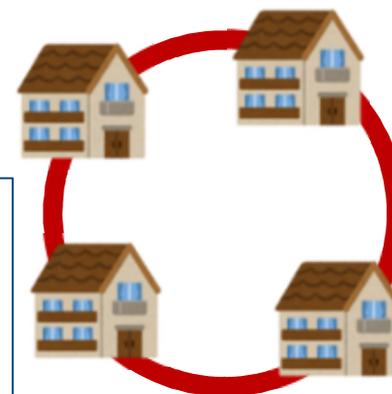
## 複数事業所の協働

障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできるなど公正中立な事業運営を推進し、地域全体で質の高い相談支援の提供体制を構築することを目的とし、複数の相談支援事業所が協働で事業所の体制確保することを可能とする。

### 【協働が可能な事業所の要件】

以下の2点を満たす任意の相談支援事業所間で協働可。

同一地域の地域生活支援拠点等を構成する事業所間で  
全ての事業所が常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置



### 【体制を協働で確保可能なこと】

- 人員体制の確保
- 24時間の連絡体制の確保

### 【協働する事業所間で実施しなければならないこと】

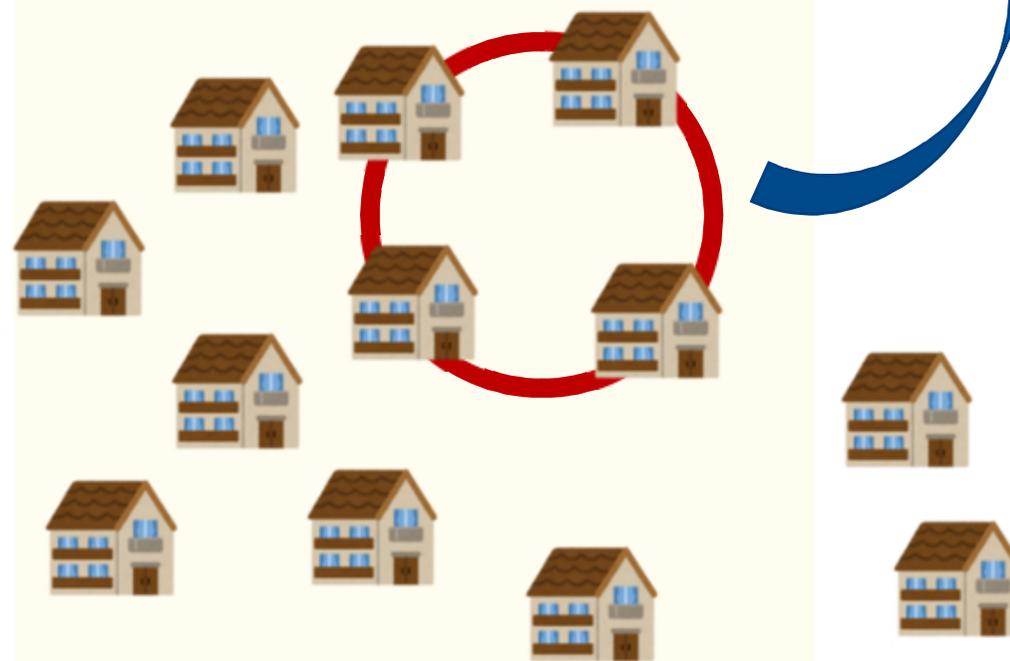
- 協定の締結
- 協働体制（協定の内容）が維持できているかどうかの確認（月1回）
- 全職員の参加するケース共有会議、事例検討会の開催（月2回以上）

### 【協定を結ぶ必要がある内容】

協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2 問32  
VOL.5（令和3年6月29日）で一部訂正

### 地域生活支援拠点等を構成する 相談支援事業所



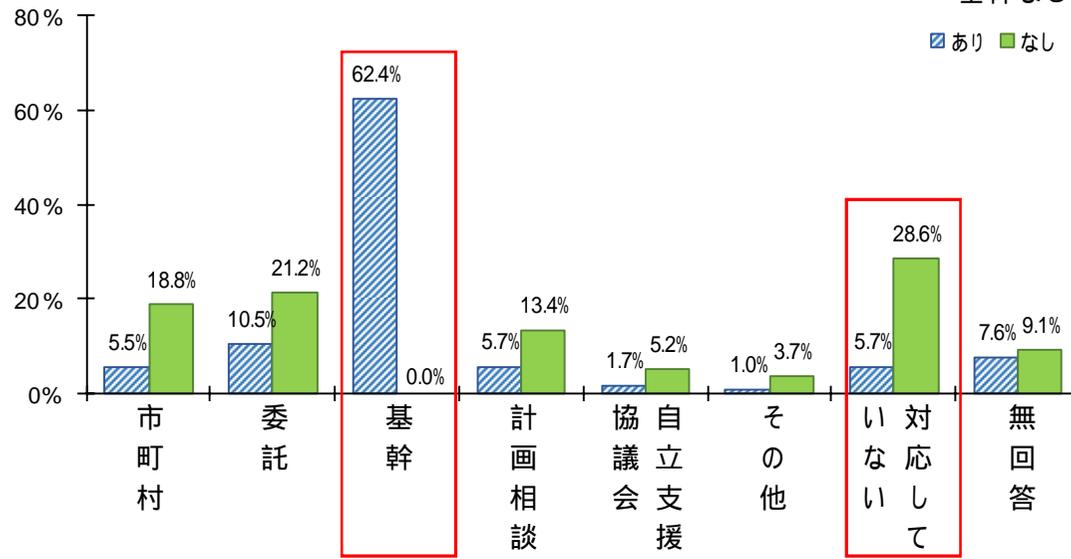
地域生活支援拠点等とは、拠点整備型と面的整備型のことを指す。

# 市町村における人材育成に係る取組の実施状況

計画相談支援の推進（専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等）

基幹あり：n=420

基幹なし：n=462

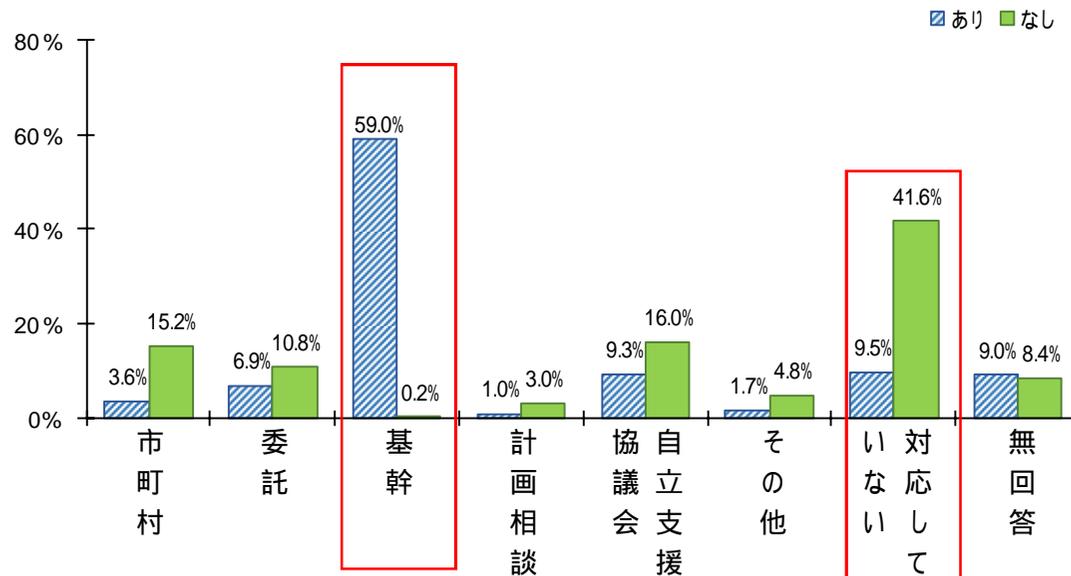


地域の相談支援事業所への支援（支援者支援等）は、基幹相談支援センター設置自治体ではその役割を担う基幹相談支援センター62.4%ある。基幹相談支援センター未設置自治体では「対応していない」回答が28.6%ある。

地域の相談支援に関わる人材育成（研修の企画・実施等）

基幹あり：n=420

基幹なし：n=462



研修の企画・実施等の人材育成の取組は、基幹相談支援センター設置自治体ではその役割を担う基幹相談支援センターが59.0%ある。基幹相談支援センター未設置自治体では「対応していない」回答が41.6%ある。

委託：市町村相談支援事業を受託している相談支援事業所  
基幹相談支援センターは基幹、指定特定相談支援事業所は計画相談と表記

（令和2年度障害者総合福祉推進事業  
「地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調査」報告書 実施：一般社団法人北海道総合研究調査会）

# 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

## 基本報酬の充実（単位数の引き上げと加算の組み込み）

- 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組み込み**
- 常勤専従職員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

[令和3年改定後の段階別基本報酬単価]				
報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	旧特定事業所 加算の組み込み
機能強化( )	4名以上		1,464単位	1,864単位
機能強化( )	3名以上			1,764単位
機能強化( )	2名以上	1,462単位		1,672単位
機能強化( )	1名以上		1,522単位	1,622単位
機能強化なし				1,522単位
報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	継続サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	旧特定事業所 加算の組み込み
機能強化( )	4名以上		1,213単位	1,613単位
機能強化( )	3名以上			1,513単位
機能強化( )	2名以上	1,211単位		1,410単位
機能強化( )	1名以上		1,260単位	1,360単位
機能強化なし				1,260単位

常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする

（地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所間の協働である場合。）



全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価(100単位)

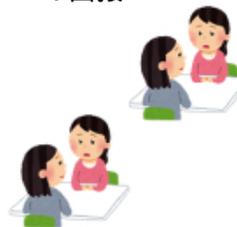
## 従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う

### 支給決定前

【初回加算の拡充】

- ・ 利用開始前に、居宅等を訪問し、月2回以上の面接



要件を満たした月につき、300単位/月を追加

### 障害福祉サービス 利用期間中 基本報酬算定月以外

【集中支援加算の新設】

居宅等を訪問し、月2回以上の面接  
サービス担当者会議の開催  
他機関の主催する会議へ参加



面接、会議開催、会議参加について 各300単位

### サービス終了前後

【居宅介護支援事業所等  
連携加算の拡充】

居宅等を訪問し、月2回以上の面接  
他機関の主催する会議へ参加  
他機関への書面による情報提供



300単位

書面による情報提供は100単位

## 事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の挙証書類については基準省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画））等に記載・保管することで可とする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
  - ・ 利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
  - ・ モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示 等

## 機能強化段階別基本報酬の創設（計画相談支援、障害児相談支援）

令和3年度報酬改定により、**従来の特定事業所加算を廃止し、その要素を取り込んだ段階別基本報酬を創設する。**  
 従来の特定事業所加算（ ）及び（ ）については平成33年度までの経過措置としていたが、これに該当する段階を継続。  
 特定事業所加算 が機能強化 、特定事業所加算 が機能強化 、特定事業所加算 が機能強化 に相当。  
 常勤専従職員の配置を更に促進するため、従来より要件緩和した報酬区分を創設（機能強化 ）。  
 従来の特定事業所加算（ ）の要件である主任相談支援専門員については主任相談支援専門員配置加算として配置を独立した要件として評価。

機能強化型基本報酬算定要件				
(1)- 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。		-	-	-
(1)- 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-		-	-
(1)- 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-		-
(1)- 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が常勤かつ現任研修修了者であること。	-	-	-	
(2) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。			-	-
(3)- 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。				
(3)- 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施していること				
(3)- 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること				
(3)- 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること				
(4) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること				

相談支援専門員については、同一敷地内にある指定一般相談支援、指定障害児相談支援、指定自立生活援助の各業務を兼務した場合でも常勤専従とみなす。  
 機能強化型 ～ における常勤専従者の内1名（現任研修修了者1名を除く）は、業務に支障がない場合については同一敷地内における他事業の兼務を可とする。  
 現任研修修了者とある箇所については、主任相談支援専門員であっても可である。

## 専門性の高い相談支援体制等を評価する加算の創設（計画相談支援、障害児相談支援）

令和3年度報酬改定により、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算を創設（黄色い塗りが令和3年度報酬改定で新規に創設された加算）。

以下の加算は、体制を評価する加算であり、体制加算が算定可能な月のすべての基本報酬の請求についてその件数毎に加算されるもの。

加算名	内 容	単位数
特別地域加算	中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合	+ 15 / 100
主任相談支援専門員配置加算	常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、従業者等の資質向上のための研修を実施する体制を確保した場合	100単位 / 月
行動障害支援体制加算	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合	35単位 / 月
要医療児者支援体制加算	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合	35単位 / 月
精神障害者支援体制加算	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合	35単位 / 月
ピアサポート体制加算	障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者と管理者等その他の従事者をそれぞれ常勤換算0.5以上配置の上、事業所内で研修を行う体制を確保し、その旨公表する場合	100単位 / 月

例）主任相談支援専門員配置加算と行動障害支援体制加算を算定可能な体制を確保し、届け出を行った事業所が35件の支援を行った月の算定

行動障害支援体制加算	行動障害支援体制加算	行動障害支援体制加算	...	行動障害支援体制加算	} 35件全ての基本報酬に加えて該当する体制加算を算定
主任相談支援専門員配置加算	主任相談支援専門員配置加算	主任相談支援専門員配置加算	...	主任相談支援専門員配置加算	
基本報酬	基本報酬	基本報酬	...	基本報酬	
利用者 1	利用者 2	利用者 3		利用者 35	

## 適切なモニタリング頻度の設定（計画相談支援、障害児相談支援）

施行規則で示すモニタリング実施標準期間は、市町村が決定する際の勘案事項であり、利用者の状況等に応じて個別に適切に設定する必要がある。

しかし、モニタリング実施標準期間で一律に決定している例がある等の指摘があることから、標準よりも短い期間で設定することが望ましい例を明示。（事務処理要領）

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2（令和3年4月8日）問38  
介護介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）

に記載

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

# 計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（概要）

障発0331第7号  
令和3年3月31日

## 第一 本通知の目的

## 第二 用語の定義（略）

計画相談支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における見直し内容等を改めて示す。 **第三**  
地域の相談支援体制において今後目指すべき方向性とそのために必要となる各自治体での取組を示す。 **第四**

## 第三 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の内容等

### 1. 計画相談支援等の現状と課題

- (1) 計画相談支援等の現状： サービス等利用計画等の提出の義務化により量的整備は進む。
- (2) 計画相談支援等の課題
  - 1・2) 事業所の体制強化、質の向上や公正中立性の担保が一層必要な状況
  - 3・4) 求められる業務・実施している業務と報酬上の評価、モニタリング頻度のミスマッチ
  - 5) 厳しい経営環境
  - 6) 大きい事務負担等

### 2. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

- (1) 改定の趣旨： **1. の課題を踏まえ、以下(2)～(6)の見直しを実施**
- (2) 質の高い相談支援の実施を行う体制整備に向けた報酬体系の見直し等 (3) 基本報酬算定月以外の業務の評価
- (4) モニタリング実施期間決定における利用者等の個別の状況の勘案の適正な実施に向けた見直し (5) 業務効率化及び文書量削減のための取組
- (6) 災害時の対応や感染症対策、虐待防止の取組について

## 第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組事項等について

### 1. 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

各相談支援事業所による質の向上だけでなく、自治体を中心とした地域の相談支援体制を充実・強化するさらなる取組が必要  
そのための前提として、相談支援事業所、基幹相談支援センター、協議会の果たすべき役割と将来的に目指すべき姿を整理

- (1) 相談支援事業所
  - 1) 事業所の体制強化と質の向上
  - 2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成
  - 3) 利用者への支援を通じた地域課題の整理、社会資源の開発
- (2) 障害者相談支援事業
- (3) 基幹相談支援センター
  - 1) 役割
  - 2) 特に強化すべき取組
  - 3) 地域課題の集約
- (4) (自立支援)協議会

### 2. 各自治体において今後取り組むべき事項について

- (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討
- (2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備
  - 1) 実習への積極的関与
  - 2) 支援の検証の取組等の実施
  - 3) 基幹相談支援センターの設置促進、役割の再検討
- (3) モニタリング結果の取扱い等
- (4) 地域生活支援拠点等
- (5) 自然災害への対応
- (6) セルフプランについて（従前の方針を踏まえた対応）

### 3. 各自治体における取組に関するフォローアップ

・今後第四の2の事項の取組状況等についてフォローアップを行う予定。



## 目標設定

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 目標設定

PG01 で記入

都道府県名：

この研修で特に意識して学びたいこと・  
知りたい（情報を得たい）こと等

自県の課題

初任者・現任・主任の各研修（実習含む）や地域の実地教育体制等について、自県研修の課題や改善したい点、さらにブラッシュアップしたい点等について記入。

## 【参考】想定される都道府県での実施上の課題（例）

### 【1】運営等の課題

日程・会場の確保、日程の振り分け  
定員の想定と研修修了者名簿の管理、複数日程で実施する場合の参加者の振り分け  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況と今後の見通し  
合理的配慮と基礎的環境整備  
オンラインの活用  
新カリキュラムでの初任者・現任研修や主任研修の実施に向けた準備(協議)方法、評価方法  
管内市町村や相談支援事業所への周知、協力依頼 管内市町村（圏域）のOJTの仕組みづくり

### 【2】企画等の課題

教材(講義資料、演習ツール、演習モデル事例等)の作成  
各研修での講義・演習の展開方法  
実習の展開方法 管内市町村（圏域）のOJTの仕組みづくり  
新カリキュラムでの初任者・現任研修や主任研修の実施に向けた準備(協議)方法、評価方法  
標準カリキュラムの意図を理解し、研修に反映できているか。  
リーダーの育成、活躍できる環境の整備  
講義講師、演習講師の確保・養成  
演習講師の確保・養成、研修内容の伝達

# Zoomのルーム移動の流れ

6月29日(水)

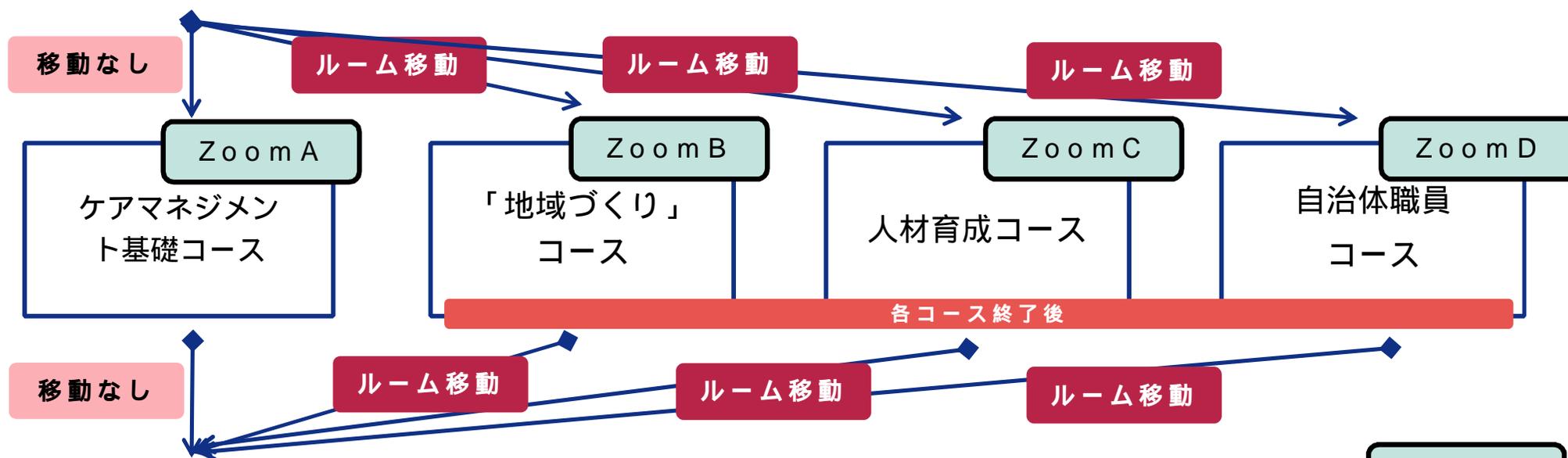
終日、全受講者がZoomAで研修を受講

Zoom A

6月30日(木)・7月1日(金)

PG09(6/30), PG11(7/1) ガイダンス【各コース共通】全受講者がZoomAへ入室

Zoom A



PG10(6/30), PG12・13(7/1) 課題整理、振り返り等【各コース共通】  
全受講者がZoomAへ入室

Zoom A